



**長野県告示第470号**

平成29年9月28日専決処分した平成29年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部 守一

平成29年度長野県一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算補正 (単位：千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
9 国庫支出金		102,091,258	1,379,058	103,470,316
歳入合計		863,288,656	1,379,058	864,667,714
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
2 総務費		34,325,254	1,379,058	35,704,312
歳出合計		863,288,656	1,379,058	864,667,714

財政課

**長野県告示第471号**

平成29年10月6日成立した平成29年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部 守一

平成29年度長野県一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
7 分担金及び負担金		2,554,031	7,638	2,561,669
9 国庫支出金		103,470,316	1,867,003	105,337,319
13 繰越金		44,214	611,893	656,107
14 諸収入		69,631,470	5,507	69,636,977
15 県債		105,322,000	2,183,000	107,505,000
歳入合計		864,667,714	4,675,041	869,342,755
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
2 総務費		35,704,312	28,930	35,733,242
6 環境費		3,145,470	2,612	3,148,082
7 農林水産業費		43,103,142	425,378	43,528,520
8 商工費		65,863,326	20,292	65,883,618
9 土木費		97,938,263	2,491,187	100,429,450
11 教育費		208,851,065	42,402	208,893,467
12 災害復旧費		3,517,494	1,664,240	5,181,734
歳出合計		864,667,714	4,675,041	869,342,755
2 繰越明許費				
緊急治山事業費	金額		235,786 千円	
3 債務負担行為補正				
道路改築事業ほか3件	限度額		375,115 千円	

## 4 地方債補正

農業農村整備事業費ほか5件

限度額 2,183,000 千円

平成29年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	—	457,827	457,827
歳入合計	10,974,349	457,827	11,432,176

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	8,350,349	457,827	8,808,176
歳出合計	10,974,349	457,827	11,432,176

## 2 債務負担行為補正

流域下水道事業

限度額 6,137,000 千円

財政課

## 長野県告示第472号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人のぞみ福祉会	地域密着型特養のぞみの郷	小諸市和田966番地151	平成29年10月1日

介護支援課

## 長野県告示第473号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林の所在場所

松本市(次の図に示す部分に限る)

## 2 保安林として指定された目的

干害の防備

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県北信建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月16日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

1 路線名 飯山妙高高原線

2 供用を開始する区間

中野市大字永江字台6594番の1地先から

中野市大字永江字ヒドロ6495番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年10月17日

道路管理課